

1問 法人の名称や所在地は仮名処理の対象となるのか、それは法人の規模によって取扱いが異なるか、また、個人事業主の屋号の取扱いはどうなるのか、法務当局に問う。

- 本法律案では、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）の議論を参考にしつつ、仮名処理の対象とすべき情報を検討し、規模の大小を問わず法人の名称や所在地については一律の仮名処理の対象とはしないこととしている。
- 有識者検討会においては、保護しようとする権利利益の性質に照らして仮名処理によって保護を図るのが相当かという観点から議論が行われ、法人については、
 - ・ プライバシーが観念できず、民事裁判情報の利用の態様によって侵害され得る名誉や信用については不法行為責任の追及等による回復が可能である
 - ・ 近時、企業経営における説明責任の社会的要請が高まっていることを踏まえると、規模の大小を問わず法人が説明責任を尽くすことによって不利益が回避されるべきであるとされた。
- また、（個人事業主についてはその氏名及び住所について仮名処理の対象とするのが相当とされた一方で、）「屋号」については、一般的に、営業の主体を示すものであり、これを明らかにしても直ちに個人の特定に結び付くとは限らず、一律に仮名処理の対象とする必要はないものと考えられる。
- このように、法人等の名称や所在地については、一律の仮名処理の対象とはしていないところであるが、個別の事情に応じて必要な限度で追加の仮名処理の対象とはなり得るものである。

り、法務省としては、本制度の運用によって被害が生じることのないよう、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 民事判決情報データベース化検討会における法人の名称に関する議論 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(5) [24~26ページ]))

ア 現状において、法人の名称や所在地は、裁判所ウェブサイトへの掲載に当たって、原則として仮名処理が実施されていないものの、判例データベース事業者においては、仮名処理をしている例も散見される。

そこで、前記(2)の視点から、法人の名称や所在地について仮名処理を要するか否かを検討すると、法人については正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念することはできず、名誉や信用が観念されるにとどまる。もともと、名誉や信用については、プライバシーとは異なり、収録された民事裁判情報が利用者に提供されただけで直ちに侵害されることは想定し難く、その後の利用のされ方によってこれらの権利利益が侵害されることがあり得る にすぎない。また、こうした名誉や信用は、プライバシーとは異なり、不法行為責任の追及等による一定の回復が見込まれる場合も多いことなどから、仮名処理まで実施する必要はないと考えられる。

イ 本検討会においては、正当に保護されるべき権利利益といえるかどうかはともかく、民事裁判情報の提供により、いわゆるレピュテーションリスクが生じたり、法人に対する様々なアクセスが増えたりすることを懸念する指摘があった。もともと、こうした事態に対応するためのコストは、特に大企業にとっては、公益性の向上に伴う必要なコストとして捉えられるのではないかとの意見があった。

(中略・注：中小企業について) 近時、企業経営における説明責任の社会的要請が高まっていることを踏まえると、レピュテーションの維持は、法人の名称等を仮名化することによってではなく、適切な説明を尽くすことによって実現することが望

まれるのではないかとの意見もあったところであり、こうした意見を踏まえれば、経営基盤がぜい弱であることやリソースが十分でないことから事後的な救済による損害の回復が困難になる場合もあるというだけでは、法人の名称等を仮名化することの正当化根拠としては十分ではないと考えられる。

仮にこうした中小企業の利益に対する何等かの配慮が必要になるとしても、上記のような懸念すべき事態が生じるのは、民事裁判情報の利用のされ方に問題があるためであり、その解決は、法人の名称等に対する仮名処理によってではなく、情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律や利用者のリテラシーを底上げしていく取組を通じて利活用の適正化を図ることによって実現されるべきである。

(参考2) 下級裁判所判例速報における仮名処理基準等の概要

- 裁判所ウェブサイトにおいては、掲載する民事裁判情報に含まれる個人名、個人の住所等の地名のうち市、郡、東京都の特別区より小さな行政区画、地番等について、仮名処理を実施している。
- ただし、実名等で表記しないと判決情報の価値がなくなるような場合又はプライバシー保護の観点からは仮名処理の必要性が乏しい場合には、実名で記載するかどうかを個別に検討することとしている。
- これに対し、法人その他の団体名は、当事者である場合も含め、原則として実名とし、例外的に
 - ・ 法人名を公開することで個人を推知又は特定できる場合
 - ・ 裁判体が事件内容を総合的に考慮して仮名処理が必要と判断した場合には、法人その他の団体名についても仮名処理の対象としている。

(参考3) 法人の名称に個人の氏名が含まれる場合や「屋号」に関する民事判決情報データベース化検討会報告書の記載 (第5・2(5)ウ・エ [25～26ページ])

ウ 法人の名称に個人の氏名が用いられている場合、法人の権利利益ではなく、当該個人のプライバシーが問題となり得る。もっとも、個人の氏名らしき用語が用いられていたとしても、それが真に個人の氏名なのかどうかといったことは、当該個人やその関係者の関与なくして第三者において適切に判断することが困難な事柄である。この点においても、一般的には、当該個人が法人の名称に自己の氏名等を使用することを許諾していると考えられることから、当該個人との関係でプライバシーの侵害が問題になることはないとも考えられる。そうすると、当該情報について仮名処理をすることによる保護を必要とするか否かに関する判断は、前記(4)の情報と同様、関係者の申出に応じた事後的な対応の中で行われるのが適切である。

エ 以上のことを踏まえ、法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。なお、前記(2)の視点に立って検討すれば、権利能力なき社団や組合についても、その名称や所在地について仮名処理をする必要はないと考えられる。また、個人事業主については、プライバシー等を保護する観点からその氏名及び住所について前記(1)アのとおり仮名処理を実施すべきであるが、いわゆること名を用いて「甲野商店こと甲野太郎」といった表記が行われた場合において、屋号を示す「甲野商店」については、仮名処理を実施する必要はないと考えられる。

(参考4) 「屋号」の意義に関する国会答弁(平成15年7月22日参・法務委員会における政府参考人答弁)

○政府参考人(房村精一君) 一般的に申し上げれば、屋号というのは多分営業の主体であることを示す表示ということですので ございますから、屋号を使っている場合には営業主体だということ が言えようかとは思いますが、先ほどから申し上げております ように、この雇用関係というのは、あくまでそういう形式ではなくて実質でございますので、正に指揮命令関係であるとか、あるいは報酬の定め方であるとか、そういったものを総合して雇用関係が認められる場合であれば、屋号を用いている場合で

あってもこの先取特権の保護の対象になるということとは言えようかと思えます。

(参考5) 利用者のリテラシーを底上げしていく取組

民事判決情報データベース化検討会においては、判決の正しい理解や読み方について社会全体の理解を底上げする情報発信の取組や、情報管理機関の一次的な利用者から二次的な利用者に対して提供するに際しても、不適切な利用が行われないような啓発の取組に努めることの重要性等が指摘された。

令和7年4月25日(金)
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 民事裁判情報の誤記載や仮名処理漏れなど、誤りが判明した場合の対応方法について、法務当局に問う。

○ 本法律案においては、指定法人の業務規程に、仮名処理の加工の方法に加え、苦情の処理に関する事項を定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、仮名処理に漏れがあった場合は、指定法人が自主的にこれを修正し、あるいは、苦情処理の一環として、訂正の申出を受けて必要な処理を行うことを想定している。

○ 損害賠償に関しては、当該事案の具体的な事情によることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、民法第709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めており、仮名処理に漏れがあった場合の損害賠償責任については、このような関係法令の規定に従い、個別の事情を踏まえて判断されるものと考えている。

○ 法務省としては、指定法人による業務の遂行状況を注視し、必要に応じて監督命令を行うなど、適切に対応してまいりたい。

(参考) 仮名処理の誤り等に起因する指定法人の責任について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・6(2)イ脚注24[46ページ])

なお、情報管理機関の安定的な事業運営を確保するという観点から、本検討会においては仮名処理の誤り等に起因する情報管理機関やその従業員の不法行為責任を免責すべきではないかという点についても検討が

行われたが、情報管理機関が所定の手順に従って業務を遂行している限り責任を負う場面は余り想定されず、反対に、およそ所定の手順に従って業務を遂行しているとはいえない場合についてまで情報管理機関やその役職員の不法行為責任を否定する理由は見出し難い旨の意見があり、議論の結果、不法行為責任の免責等の特則を設けることまでの必要はないという点について意見が一致した。

(参照条文)

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

令和7年4月25日(金)
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 訴訟関係者から追加の仮名処理の申し出があることも想定されるところ、仮名処理の基準を明確に公表し、訴訟関係者自身が仮名処理の対象になる部分を先に把握できるようにし、また、指定法人が民事裁判情報を受領してから一次利用者に提供するまでの間に一定の猶予期間を設け、事前の申し出を可能とする必要があるのではないか、法務当局に問う。

- 委員御指摘のとおり、仮名処理基準の公表に関し、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、追加的な仮名処理の申出の参考となるよう、第一次的な仮名処理の基準をあらかじめ公表するなどの必要性が指摘された。
- また、有識者検討会では、指定法人が民事裁判情報を提供した後に、当該民事裁判情報に係る電子判決書等について閲覧等制限決定が行われる事態をできる限り回避するため、判決言渡し等が行われた後、指定法人が民事裁判情報を取得するまでの間に一定の期間を設けるなどの運用が期待されると指摘されたところ。
- 法務省としては、訴訟関係者にできる限り負担なく、適切な時期に申出をしていただけるよう、指定法人における運用の方針等も踏まえつつ、監督権限を通じて適切に対応してまいりたい。

(参考1) 追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(3))[4

4 ページ])

(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

ア・イ (略)

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

(参考3) 民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・1(2)[15頁])

なお、情報管理機関が既に取得した民事裁判情報に係る電子裁判書について閲覧等制限決定を求める申立てが行われる場合も想定し得るところ、このような場合、当該申立てが行われると暫定的に訴訟記録の閲覧等が制限されること(改正民事訴訟法第92条第2項)から、情報管理機関は、申立てがあったことを知ったときは、決定があるまでの間、当該民事裁判情報の提供を一時的に停止するとともに、提供済みの一次的な利用者に対して注意喚起をし、その間に当該決定の内容に応じて、追加的な処理を実施することが考えられる。また、制度の運用に当たっては、判決言渡しや決定の告知が行われた後、情報管理機関が民事裁判情報を取得するまでの間に一定の期間を設け、情報取得後に閲覧等制限決定の申立てが行われる事案をできるだけ少なくするとともに、申立人又は裁判所において、閲覧等制限決定を求める申立てがあった時点で速やかに情報管理機関にその旨の情報提供を行うなど、必要な措置が講じられることが期待される。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～8 （略）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（情報提供の求め等）

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

令和7年4月25日(金)
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

4問 多数の民事裁判情報が提供されることとなれば、これらを学習素材としてAIの研究開発をすることも可能になると考えられるが、本制度を利用したAIの研究開発・活用事例としてどのようなものが考えられるか、法務当局に問う。

- 有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)のヒアリングでは、AIを活用して効率的に判例検索を行うシステムが民間のサービスとして提供されている海外の例が紹介された。
- 我が国においても、判例データベース事業者と連携し、効率的に判例を検索するサービスが提供され始めており、例えば、指定法人のデータベースを利用し、民事裁判情報を学習素材として活用することにより、同様のサービスの更なる発展が期待される。

(参考1) 紹介された海外の例

民事判決情報データベース化検討会における有識者ヒアリングにおいて、次のような見解が示された。

- 民事判決情報データベース化検討会第2回会議(令和4年11月16日実施)議事録

(中略) アメリカのいわゆる Westlaw さんですとか LexisNexis さんの検索サービスを使わせていただいています。近年これら自体が AI を使って飛躍的に発展しているところではあるのですが、現状では AI 技術を用いて、例えば、何か用語を入れるとそれと類似の事件が一瞬で出てくる、そこから地域ですとか、それこそ先ほどお話がありました代理人の有無をすぐに検索することができる。それだけではなくて、特定の事件を選んだ場合に、法令情報や関連文献への紐付けがほぼ瞬時にできるようになっています。これによって、法令の検索や事件情報の検索

の効率は飛躍的に向上していますし、これが日本で可能になるのであれば、間違いなく日本の研究環境も飛躍的に向上すると思っています。(後略)

(参考2) 現状におけるAIの活用例 (令和6年2月22日午後5時37分 日本経済新聞電子版)

人工知能 (AI) を活用した法務調査サービスを運営するリーガルスケープ (東京・文京) は、生成 AI を使って簡単に判例を検索できる機能の提供を始める。法律系出版社の第一法規 (東京・港) の判例検索サービスと連携し、質問に応じて AI が判決のポイントや重要度を判定し、要旨などを示す。判例検索の利用層拡大などを狙う。

第一法規の判例検索サービス「D1-Law.com」のデータベース上の判決文のほか、専門家による判決要旨や意義の解説といった同社独自の付随情報をもとに、判例を効率的に検索できる機能を開発した。特定の論点が争われた裁判を知りたいなどと質問を入力すると、関連性や重要度によって優先順位をつけた上で判例の要旨などを表示するほか、リーガルスケープが所蔵する法律書籍の関連する記述などもあわせて参照できる。

新機能の提供は2月26日から始める。3カ月間は試行期間として、登録すれば無料で利用できる。

判例は法務調査では重要な情報だが、数も多く内容も難解なため一般の法務担当者などが適切に探すのは難しい。このため既存の判例検索サービスは弁護士の利用が大半を占めているという。「第一法規の判例データベースは法律の条文などに沿って体系だって整理されているため AI による参照に適している。生成 AI を備えることで判例検索のハードルを下げ、判例情報を利用できる人の裾野を広げたい」 (八木田樹・最高経営責任者) という。

リーガルスケープは23年秋に独自技術と生成 AI を組み合わせ、法務相談の質問に対して所蔵文献などの根拠を示したうえで素早く回答する機能を搭載した。この機能の導入以降、大手企業中心に150社以上の新規利用につながったという。

5問 指定法人が民事裁判情報を提供する際の提供料金はどれくらいになると想定しているか、法務当局に問う。

- 指定法人がデータベースの整備・運用に要する費用については、指定法人の業務開始後、利用者から収受する料金によって回収することを見込んでおり、民事裁判情報の提供料金は、そうした費用や利用者数の見込み等を勘案して指定法人が定めることになる。
- 指定法人による仮名処理に必要なとなる費用について、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、
 - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
 - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示されている。
- 仮に、仮名処理費用の試算をベースとして、指定法人がシステム開発費用を始めとする初期費用を5年程度で回収しようとした場合、ランニングコストと併せて年間1億円程度の費用を要することになることから、料金は、この費用を利用者数で按分して賄えるように設定されることが想定され、より多くの者に利用されれば、より低廉な金額になることが見込まれる。
- 本法律案においては、指定法人が一次的な利用者に民事裁判情報を提供するための料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することとしており、法務省としては、利用料金が不当に高額にならないよう、業務規程

の認可を適切に行ってまいりたい。

(参考1) システム開発コストの試算 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかと見積もっています。

(参考2) ランニングコスト (人件費) の試算の根拠

日弁連法務研究財団において実施した実証実験において、AIを用いた仮名処理について人によるチェック及びダブルチェックを行ったところ、1件当たりの作業時間は十数分程度、年間約20万件を処理するのに15.2名の体制が必要とされ、これを踏まえて作業員の時給を1500円、一日の作業時間を8時間、年間の営業日を240日として、約4400万円と試算された ($1500 \times 8 \times 15.2 \times 240 = 43,776,000$)。

(参考3) 日弁連法務研究財団の実証実験結果 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかと見積もっています。

(中略) この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施

された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。(中略)この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

(中略)実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の13ページ目です。ダブルチェックを前提として1件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約20万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約4,400万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですが私も私の発表は以上となります。ありがとうございました。

(参考4) ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見(民事判決情報データベース化検討会第2回会議(令和4年11月16日実施)議事録抜粋)

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなくて、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登録件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位

置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

(参考5) 料金を指定法人の業務規程で定める例

指定法人の提供するサービスの対価について法令ではなく指定法人の業務規程に定め、所管省庁の認可を受けなければならないこととしている例として

- ・ 登記情報サービスを提供する指定法人（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律）
- ・ 電話リレーサービス提供機関（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）
- ・ 信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関（貸金業法）

等がある。

(参照条文)

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）

(業務規程)

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。

- 3 (略)

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

(電話リレーサービス提供業務規程)

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

（業務規程の認可）

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 料金に関する事項

六～十 (略)

2～4 (略)

6問 指定法人におけるデータの保管期間はどれくらいか、また、保管期間が長期になる場合は保管費用が高額になるのではないか、法務当局に問う。

○ 指定法人が保管するデータのうち、仮名処理前の民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所等仮名処理前の情報を含むものであり、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとも指摘されているが、その保管期間については、

- ・ 仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性
- ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト

等を考慮して、今後、指定法人において検討されることとなる。

○ (これに対し、)仮名処理後の民事裁判情報は、基幹となるデータベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられるが、有識者検討会では、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘もあった。

○ こうした民事裁判情報の具体的な保管期間については、まずは指定法人において検討されるべき事項であり、一概にお答えすることは困難であるが、法務省としては、本制度の趣旨を踏まえつつ、基幹データベースが安定的に広く利用者の用に供されるよう、状況に応じて必要な対応をしてまいりたい。

○ また、民事裁判情報を長期にわたり保管する費用は、提供料金に転嫁されることが想定されるが、本法律案においては、提供料金が不当に高額になることがないよう、料金に関する事項

を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することとしており、法務省としては、利用者のニーズや保管に要する費用等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ア・イ [39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もともと、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要がある、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

ウ これに対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまら

ず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点から一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々^の技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管機関を検討することが望まれる。

(参考2) 仮名処理後の民事裁判情報の保管期間について (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ウ [40ページ])

これ (引用注: 仮名処理前の民事裁判情報) に対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまらず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点から一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々^の技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管期間を検討することが望まれる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 （略）

2 （略）

（業務）

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報（第二十条において「削除情報」という。）、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

四 （略）

2 （略）

（業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四～六 (略)

- 3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

7問 法務省において指定法人の収支状況を確認するのか、また、確認する場合はどのように行うのか、法務当局に問う。

- 本法律案第9条においては、指定法人に、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、法務大臣の認可を受けることを義務付けるとともに、
 - ・ 事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後、法務大臣に提出することを義務付けている。
- 法務省においては、この規定等に基づき、指定法人の収支状況を確認することとなる。

(参考) 第9条以外の規定

収支に関連するものとして、第8条において民事裁判情報の提供料金に関する事項を業務規程の記載事項として法務大臣の認可を受けなければならないものとしているほか、報告徴求権(第17条第1項)により、貸借対照表、損益計算書等を提出させることも考えられる。なお、帳簿(第15条)の記載事項は今後検討することとなる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 (略)

(帳簿の備付け等)

第十五条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項第二号において同じ。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (略)

令和7年4月25日(金)
大森 江里子 議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

8問 本制度の創設に関する日本弁護士連合会の意見書においては、本法案では対象外とされている非訟事件手続等についても、データベース化するべく検討をする必要があると指摘されているが、法務当局の見解を問う。

- 本法律案においては、指定法人の基幹データベースに収録される対象を、令和4年の民事訴訟法等の改正により作成されることとなる民事・行政事件訴訟手続の電子判決書等としている。
- これに対して、民事執行事件や非訟事件等については、令和5年の法改正によって裁判書が電磁的記録として作成されることとなるものの、その施行日は、公布の日(令和5年6月14日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。
- また、非訟事件の手続は非公開とされ、記録の閲覧についても民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられているなど、本法律案において対象としている民事・行政事件訴訟手続における電子判決書等とは異なる考慮が必要になると考えられる。
- したがって、御指摘の非訟事件手続等における電子裁判書を指定法人のデータベースに収録することについては、そのニーズや手続の性質等を踏まえて検討をする必要があると考えられる。

(参考1) 令和5年の法改正によって電子化される裁判書

民事執行法、民事調停法、民事保全法、人事訴訟法、労働審判法、破産法、非訟事件手続法、家事事件手続法等が適用される各手続における裁判書が電子化される。これらの手続は非公開の手続であることなど(人事訴

訟手続は対審が原則として公開法廷で行われるものの、訴訟記録の閲覧の規律は民事訴訟と異なっている。) から、裁判書のデータベース化に当たっては、ニーズや手続の性質を踏まえた検討が必要になる。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会における検討の対象 (民事判決情報データベース化検討会報告書第5・1(3)エ [17ページ])

エ なお、本検討会における検討の対象は、前記第1・1(2)のとおりであり、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の促進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第53号)によりデジタル化が図られる、民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等における決定は、検討の対象外である。これらの手続は非公開の手続であることなどから、本検討会における検討の対象とはその性質を大きく異にしており、手続関係者の権利利益を保護するなどの観点から別途の検討が必要である。本検討会では、これらの手続における決定のうち裁判所の政策的判断が法規範性を有する可能性があるもの(例えば、株式の価格の決定を求める申立てに対する決定等)や紛争を終局的に解決する可能性があるもの(例えば、新株等発行差止めの仮処分申立てに対する決定等)について、基幹データベースに収録する必要性が高いとの指摘があったが、他方で、これらの手続における決定及び命令について全件公開することとした場合に当事者の手続追行に与える萎縮効果等を懸念する意見もあった。また、非訟事件における決定及び命令について公開の是非を一律に論じるのは適切でなく、事件類型ごとに非公開とすべき要請の有無及び程度を検討すべきとの意見もあった。

(参照条文)

- 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)
(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

- 2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

4・5 (略)

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）
（記録の閲覧等）

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（第百十二条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2～9 (略)

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）
（記録の閲覧等）

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 前項の規定は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性

質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不相当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

5 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6～10 (略)

○ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）

（事実調査部分の閲覧等）

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分（以下この条において「事実調査部分」という。）についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあった場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

3 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあった場合においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

4～8 (略)

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金)衆・法務委

大森 江里子 議員(公明)

9問 本制度に基づき、民事裁判情報のより積極的な活用が行われると、法律の専門家以外の方にとっても裁判がより身近になると考えられ、裁判によらない紛争解決も促進されると考えられるが、法務大臣の所見を問う。

- 本制度では、指定法人から幅広い民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、様々な価値を付加して製品やサービスを開発し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることにより、より高度の法的サービスの提供等につながることが期待される。
- 御指摘の、裁判外の紛争解決手続、いわゆる^{エーディー}ADR^{アール}に関する^{オーディーアール}、例えば、その手続をオンライン上で行うODRにおいて、民事裁判情報が紛争解決の指針として活用され、AIの機械学習の素材に用いられることで、高度なAIの研究開発が可能となり、ODRの利便性が高まることが考えられる。
- このように、本制度により民事裁判情報の活用が



進むことで、ODRを始めとする裁判によらない紛争解決についても促進されることを期待している。

(参考1) ODRとは

ODR (Online Dispute Resolution の略) は、デジタル技術を活用して調停等の紛争解決手続 (ADR : Alternative Dispute Resolution) をオンライン上で実施するもの。広い意味では調停等の段階はもちろん、それに先立つ検討・相談・当事者間交渉の各段階を含めてデジタル化することを指す。

(参考2) 令和2年3月「ODR活性化に向けた取りまとめ」(内閣官房・ODR活性化検討会)

調停段階のほか、検討・相談・当事者間交渉の各段階における将来のAI活用について議論がなされており、①検討段階では、AI技術を活用した先例分析を行うことで解決の選択肢、解決水準、解決可能性等の情報提供を行うこと、②相談・交渉・ADRの各段階においては、AIによる個別事案の分析、診断、妥当な解決案の提示等を行う専門家等の判断を支援するAIツールを活用し、相談員・調停人のサポート、当事者間の交渉の支援等を行うことなどが考えられるとされている。

また、AI技術を活用するためには、その前提として、AIによるデータ分析の対象となるデータ(ビッグデータ)を

大量に集積していくことが必要であり、データとして、まずは民事紛争の終局的な解決手段である民事訴訟の判決データが考えられると指摘されている。

(参考3) 令和4年3月「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン」(法務省・ODR推進検討会)

ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備として、データベースの整備の必要性が指摘され、法務省において民事判決情報のデータベース化の検討を進めることとされている。

【責任者：司法法制部司法法制課 早瀬課長 内線■■■■ 携帯■■■■】